（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項第一号中「（法第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）」を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「（法第七十条の二第一項ただし書の規定により支給される金額に相当する部分を除く。）」を削る。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十八条の二第一項ただし書及び」を削る。

第十一条第一項中「第七十条の二第一項ただし書及び」を削る。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　藤井　裕久
文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

厚生年金基金令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百六号

厚生年金基金令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条の二及び附則第三十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条及び第六十条の二第四項中「年三分二厘」を「年四分一厘」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

無尽業法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百七号

無尽業法施行令

内閣は、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第十三条ノ二並びに第三十五条の二第一項第二号、第四号ニ及び第八号並びに同法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十六、第五十二条の七十七及び第五十二条の八十三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第一条　無尽業法（以下「法」という。）第十三条ノ二の規定により銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（無尽業法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（無尽業法第三十五条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「銀行業務」とあるのは「無尽業務（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（無尽業法第三十五条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるものとする。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二条　法第三十五条の二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第四条各号に掲げる指定

（異議を述べた無尽会社の数の無尽会社の総数に占める割合）

第三条　法第三十五条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第四条　法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

三　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の六第一項の規定による指定

四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

八　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定